

法令等の改正

○ 介護補償の支給月額の改正について（平成 27 年 4 月 1 日から適用）

今般、平成 18 年総務省告示第 503 号（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部が改正されました。

今回の改正は、労働者災害補償保険制度の介護補償の支給月額の改定に合わせ、介護補償の支給月額が次のとおり改正されたものです。

（単位：円）

区 分		改正後	改正前
介護に要する費用として支出された額が最低補償月額を超える場合の限度額（他人介護）	常時介護	104,570	104,290
	随時介護	52,290	52,150
最低補償月額（親族介護）	常時介護	56,790	56,600
	随時介護	28,400	28,300


○ 療養費用算定基準細目の一部改正について

労働者災害補償保険における労災診療費算定基準（昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号）、労災保険柔道整復師施術料金算定基準（昭和 53 年 3 月 16 日付け基発第 154 号）、労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準（昭和 57 年 5 月 11 日付け基発第 326 号 -1）、労災保険における看護の給付の取扱いについて（昭和 62 年 3 月 12 日付け基発第 131 号）、労災保険における看護料算定基準について（昭和 62 年 3 月 12 日付け基発第 132 号）並びに移送費の取扱いについて（昭和 37 年 9 月 18 日付け基発第 951 号）の一部が改正されたこと並びに補償の実施上必要な診断書の交付に係る費用を消防基金の支払対象としたことに伴い、消防基金の療養に要する費用の算定基準を定めた「療養費用算定基準細目」（昭和 63 年 9 月 1 日付け消基発第 305 号）の一部を改正し、消防団員等公務災害補償責任共済契約関係にある市町村等に通知しましたので、お知らせします。

なお、この改正の概要は以下のとおりですので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

第 1 改正の概要

1 診療に要する費用の算定基準について

- 
- (1) 初診料を 3,640 円から 3,760 円に改正したこと。健保点数表（医科に限る。）の初診料の注 5 のただし書きに該当する場合については、1,820 円から 1,880 円に改正したこと。
 - (2) 再診料を 1,360 円から 1,390 円に改正したこと。健保点数表（医科に限る。）の再診料の注 3 に該当する場合については、690 円を算定できることとしたこと。
 - (3) 再就労療養指導管理料を削除したこと。
 - (4) 石綿疾患公務災害請求指導料、リハビリテーション情報提供加算、術中透視装置使用加算、頸骨固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯並びに職場復帰支援・療養指導料を追加したこと。
 - (5) 診断書料を追加し、補償の実施上必要な診断書の交付に係る費用に限り算定対象としたこと。


具体的には、市町村等の公務災害の認定のための診断書（療養補償の対象になるものであることから、公務上の災害と認定された場合のものに限られる。）が対象となり、非常勤消防団員等の病気休暇届に添付するものなど他の目的に使用するものは対象とならないこと。

2 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準について

- (1) 初検料を 2,250 円から 2,475 円（平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の施術については 2,360 円）に改正したこと。
- (2) 再検料を 320 円から 375 円（平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の施術については 350 円）に改正したこと。
- (3) 施療料及び後療料について、打撲・捻挫の場合の施療料を 890 円から 910 円に、同後療料を 610 円から 615 円に改正したこと。
- (4) 特別措置料金について、骨折・不全骨折・脱臼の場合の包帯交換料を 700 円から 720 円に、捻挫・打撲の場合の包帯交換料を 350 円から 360 円に改正したこと。

3 はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準について

- (1) 初検料を 2,250 円から 2,810 円（平成 22 年 8 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間の施術については 2,580 円、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の施術については 2,710 円）に改正したこと。
- (2) 往療料を 2,230 円から 2,160 円に改正したこと。
- (3) 施術料について、はり・きゅうの 1 術の場合の施術料を 2,510 円から 2,600 円（平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の施術については 2,550 円）に、



同2術（はり・きゅう併用）の場合の施術料を3,940円から3,960円（平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の施術については3,950円）に改正したこと。

マッサージを行った場合の施術料を2,510円から2,600円（平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の施術については2,550円）に、温罨法を併施した場合の施術料を90円から100円（平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の施術については95円）に、変形徒手矯正術を行った場合の施術料を530円から565円（平成22年8月1日から平成25年6月30日までの間の施術については535円、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の施術については555円）に改正したこと。

はり又はきゅうとマッサージの併用の場合の施術料を3,940円から3,960円（平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の施術については3,950円）に改正したこと。

4 付添看護に要する費用の算定基準について

(1) 一般看護を廃止したこと。

(2) 特別看護の看護料の地域区分を、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3に基づき人事院規則9-49（地域手当）に定める支給地域及び当該地域に準じる地域（平成26年3月5日付け保医発0305第1号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添3第8の別紙の人事院規則で定める地域に準じる地域）の区分に準じて改正したこと。

5 移送に要する費用の算定基準について

算定対象となる通院の範囲を、傷病者の住居地又は勤務地からおおよそ4キロメートルの範囲内から傷病者の住居地又は勤務地と同一の市町村（特別区を含む。）内に拡大したこと。

第2 適用日

改正後の診療に要する費用の算定基準、柔道整復師の施術に要する費用の算定基準、はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準、付添看護に要する費用の算定基準並びに移送に要する費用の算定基準については、平成26年4月1日以降の診療、施術、付添看護及び移送に係るものから適用すること。ただし、改正後の診療に要する費用の算定基準のうち診断書料については、平成27年4月1日以後において発生した事故に係る診断書について適用すること。